



# 伊方町景観計画

伊方町

# 目次

序章 景観計画とは.....	1
1 伊方町の景観の捉え方.....	1
2 伊方町景観計画の位置づけ.....	2
3 景観法と景観計画.....	3
3-1 景観とは.....	3
3-2 景観法とは.....	3
3-3 景観計画とは.....	3
第1章 伊方町の景観特性.....	4
1 伊方町の概要.....	4
2 歴史・沿革.....	5
3 産業.....	5
4 土地利用.....	6
5 交通.....	6
6 豊かな自然と文化.....	6
7 文化財.....	7
8 主要施設.....	11
8-1 自然公園.....	11
8-2 観光施設.....	11
8-3 その他施設.....	12
8-4 その他資源（自然資源：山）.....	13
9 人口.....	13
10 景観に対する住民意識.....	14
10-1 伊方町の景観が良好に保たれているか.....	14
10-2 伊方町の景観づくりへの取り組み.....	14
10-3 伊方町の景観を損ねている要素.....	15
10-4 伊方町の景観づくりを進めていくうえで重要だと思うもの.....	15
10-5 伊方町の景観を良くするために今後取り組むこと.....	16
第2章 景観計画の区域と方針.....	17
1 景観計画区域の概要.....	17
2 景観計画区域の指定.....	18
3 重要区域の指定.....	18
4 景観まちづくりの基本目標.....	19
5 景観づくりの基本方針.....	20
5-1 新しい伊方の魅力となる景観づくり.....	20
5-2 歴史と伝統を活かした景観づくり.....	20
5-3 地域らしさを追及した景観づくり.....	20
5-4 景観の連携づくり.....	20

5-5 景観づくり意識の啓発.....	21
5-6 個性と調和バランスを考慮した景観づくり.....	21
5-7 官民連携による景観づくり.....	21
6 重要区域の基本方針.....	22
第3章 良好な景観形成への取り組み.....	24
1 景観づくりの基準設定の考え方.....	24
1-1 段階的な景観誘導.....	24
1-2 景観づくりの基準設定.....	24
2 良好な景観計画のための行為の制限.....	24
2-1 届出が必要な行為.....	25
3 景観形成基準.....	26
第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針.....	28
1 景観重要建造物の指定の方針.....	28
2 景観重要建造物の指定の方法.....	28
3 景観重要樹木の指定の方針.....	29
4 景観重要樹木の指定の方法.....	29
第5章 その他の良好な景観形成に関する事項.....	30
1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項.....	30
1-1 届出対象の考え方.....	30
1-2 届出対象路線.....	30
1-3 届出対象行為.....	30
1-4 景観形成基準.....	30
2 景観重要公共施設の整備に関する事項.....	31
2-1 景観重要公共施設の整備に関する方針.....	31
2-2 景観重要公共施設としての位置づけ.....	31
第6章 計画の実現に向けて.....	32
1 計画の実現に向けた役割.....	32
1-1 町民の役割.....	32
1-2 事業者の役割.....	32
1-3 行政の役割.....	32
2 段階的な景観施策の充実・強化.....	33
付属資料.....	34
1 伊方町景観計画策定委員会.....	34
(1) 伊方町景観計画策定委員会設置要綱.....	34
(2) 伊方町景観計画策定委員会委員名簿.....	36
2 策定経過.....	37

## 序章 景観計画とは

---

### 1 伊方町の景観の捉え方

伊方町は、日本一細長い佐田岬半島の町です。四国の西端から九州へ向けて真っすぐに伸びた半島において、お互い助け合い暮らしあう〔合力（こうろく）〕と呼ばれる独自の文化を育んできました。私たちが暮らす伊方町には、自然に育まれた素晴らしい景観が存在します。良好な景観は、快適さや豊かさ、ゆとりを与えるばかりではなく、訪れる人々を魅了し、町に賑わいと活気を呼び起こす要因でもあります。

伊方町では、「景観法」による様々な景観形成の仕組みを有効に活用しつつ、町民・事業者・行政の協働と連携による景観形成の取り組みを一層推進し、伊方町の美しい景観を守り、育て、創造していくために、景観法に基づく「景観計画」を策定します。



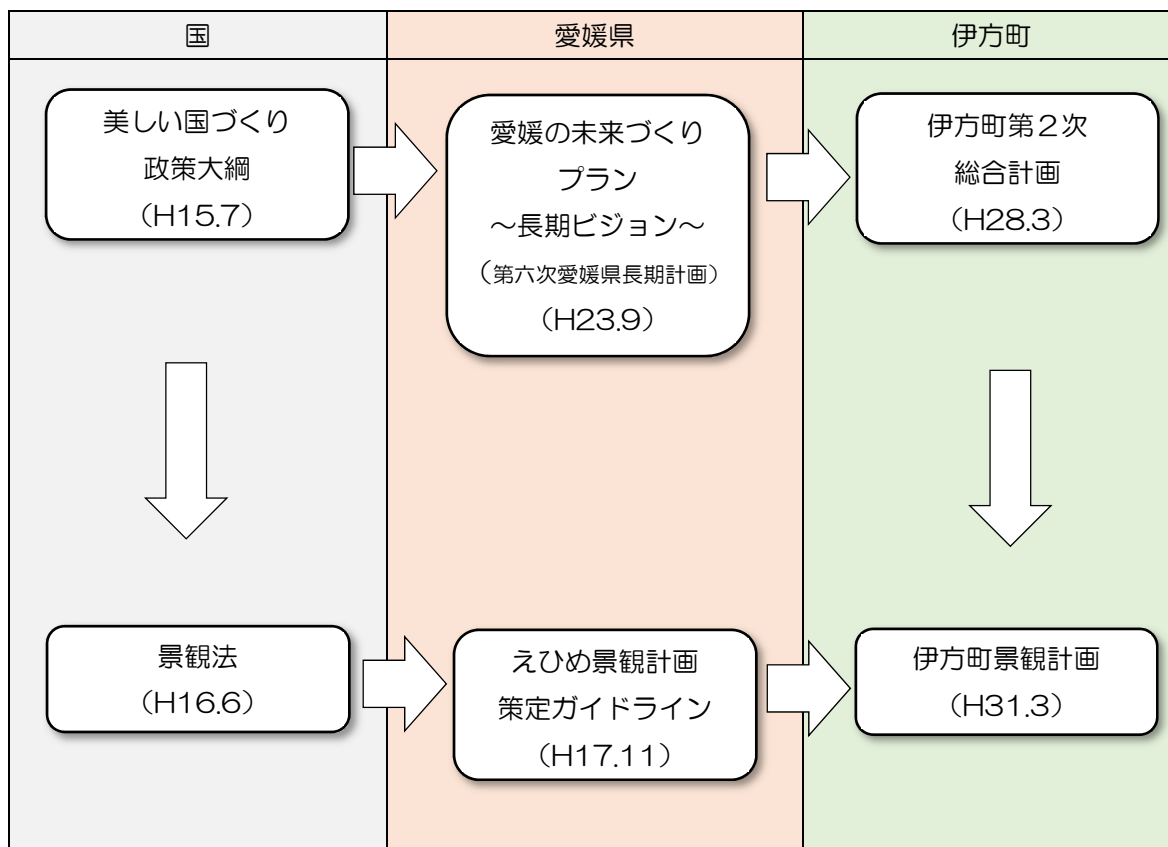
佐田岬灯台

## 2 伊方町景観計画の位置づけ

本計画は、景観法に基づいて策定する計画です。景観法第8条に基づく計画として、対象とする区域、良好な景観の形成に関する方針等を定めるもので、景観形成の基本的な指針となるものです。

また、計画策定にあたり、伊方町における上位計画である第2次総合計画、愛媛県における関連計画等とも則しながら策定します。以下に、計画体系における位置づけを示します。

### ■伊方町景観計画体系（上位関連計画を含めた体系）



### 3 景観法と景観計画

#### 3-1 景観とは

景観とは、町を構成する緑や水等の自然や建築物・工作物等の視覚に映るものだけではなく、地域で永く営まれてきた人々の生活や活動が積み重なったものと考えられます。

すなわち、建物の色やデザイン、緑などの自然や建物などの人工物だけではなく、人々の営みまでを含めて、景観と捉えます。



亀ヶ池

#### 3-2 景観法とは

景観法は、都市や農山漁村などの良好な景観の形成を図ることを目的とした景観についての総合的な法律です。

大きく捉えると、「良好な景観形成の理念」と、それを実現するための手段としての「景観計画」から構成され、さらに「景観地区」や「景観協定」などの諸制度が示されています。

その使い方は景観行政団体(伊方町)に委ねられ、地域の景観保全や景観まちづくりの創造に向けた活用が全国で展開されています。

#### 3-3 景観計画とは



三崎八幡神社境内

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されます。

景観計画は、景観行政団体が、良好な景観の形成を図るために定める基本的な計画です。以下のような特徴のもと、地域の景観特性を活かした景観の規制・誘導を行うことができます。その整備・保全にあたっては、適正な土地利用を通じて行うことが必要であり、人々の生活や経済活動等に支障をきたすような過度な規制を行うものではありません。

##### 景観計画の特徴

- ・都市計画区域内外を問わず計画区域とすることが可能(農地、国立公園等も対象)
- ・区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定める  
→強制力の付与(勧告、変更命令、罰則等)
- ・地域の実情に応じ、規制内容等を柔軟に定めることが可能
- ・計画内容について、景観行政団体である市や町の裁量範囲が大きい
- ・景観上重要な建造物や樹木を指定して、景観誘導を図ることが可能
- ・道路や河川を景観重要公共施設として位置づけ、景観に配慮した整備と占用許可基準を示すことが可能
- ・住民の積極的な参加を促進(計画づくりへの参加、実際の取り組みへの参加)

## 第1章 伊方町の景観特性

### 1 伊方町の概要

本町は四国の最西端、豊予海峡に突き出した佐田岬半島に位置し、「岬十三里」という名のとおり、東西 33.6km、南北 19.2km、面積 93.98km<sup>2</sup>の細長い地形を有しています。

先端部の佐田岬灯台から九州（大分県）までわずか 14km という近さです。町の中央部は、三崎地区の伽藍山（414m）や瀬戸地区の見晴山（395m）をはじめとする半島特有の低い山地が、馬の背のように東西に連なっています。

半島の北側にあたる瀬戸内海側はリアス式海岸独特の変化に富んだ景観を持ち、南側にあたる宇和海側はなだらかな白砂の連なる海岸が点在する、岬と入り江の交錯した風光明媚な景観を形成しています。

こうした地形のために平地に乏しく、集落の多くは階段状の平らな面（段丘面）やわずかな低地に点在しています。

気候は年間平均気温 16℃という温暖な海洋性気候に恵まれています。



伊方町の位置

## 2 歴史・沿革

三崎地区で九州姫島産の黒曜石のやじりなどが見つかり、正野地区の野坂では県内でも数少ない貝塚が見つかりました。5世紀前半と思われる子持勾玉は南予では唯一の出土例であり、古くから佐田岬半島に人々が定住し、九州と往来していたことがうかがえます。

中世（鎌倉～戦国時代）になると、九州・中国・関西・四国等の各地と交流があったことが、町内各地にみられる五輪塔の石材などからわかります。江戸時代（1603～1867年）には宇和島藩となり、三机港は参勤交代の寄港地として栄え、伊方浦、九町浦、二見浦、三机浦、三崎浦には庄屋が置かれました。

明治に入り、明治2年に青石郷となり、明治11年に西宇和郡が編成され、明治22年の市制・町村制の施行に伴い、伊方村、町見村、三机村、四ツ浜村、三崎村、神松名村がそれぞれ発足しました。

昭和30年から31年にかけて6村がそれぞれ旧伊方町、瀬戸町、三崎町となり、さらに3町が平成17年4月1日に合併し、「伊方町」が誕生しました。



名取

## 3 産業

農業では戦後から柑橘類栽培が主力となり、傾斜地を利用した温州みかん、伊予柑、温室みかん、新甘夏柑（サンフルーツ）、清見タンゴールなど地域に適した品種を生産しており、日本全国に出荷されています。また、「金太郎いも」と呼ばれるさつまいも（甘藷）やつわぶきの茎を漬けた「つわづけ」などが本町の特産品となっています。



井野浦ムーンビーチ

水産業では、三方を海に囲まれた本町には宇和海と伊予灘という2つの好漁場があり、小型船による沿岸漁業のほか、漁業協同組合による種苗センターの運営など「つくり育てる漁業」に向けた中間育成や放流事業に積極的に取り組んでいます。また、三崎地区ではタイ・ハマチ・アジ・サバの一本釣り漁や、アワビ・サザエなど海土（あまし）と呼ばれる男性の素潜り漁により得られた海産物は「天然もん」として流通しています。



## 4 土地利用

伊方町の土地利用面積を見ると、その他部分（道路・河川など）を除くと、山林・原野が 47.63km<sup>2</sup>（50.68%）と最も多く、これに農地（田・畑）の 28.81km<sup>2</sup>（30.66%）を加えた緑地の面積は 76.44km<sup>2</sup>（81.34%）となり、約8割が緑地で覆われています。

農地の多くは果樹園等で形成されていますが、斜面地の柑橘類を主とする樹園地が占めています。



平磯の防風垣

## 5 交通

伊方町は、四国の西の玄関口といわれ、四国と九州を結ぶ海上交通の拠点となっています。

全線開通が間近に迫っている東九州自動車道と航路及び地域高規格道路を経て四国8の字ネットワークへと結ばれるルートは、今後、東九州地区と京阪神地区を結ぶ最短ルートとなることから、地域間の交流を通じて西日本における広域経済文化圏の形成をめざす太平洋新国土軸（第二国土軸）

構想の前進が望まれています。

また、町内は半島の尾根を国道 197 号（佐田岬メロディーライン）が縦走り、幹線道路から各集落へのアクセス道が整備されています。四国8の字ネットワークと大洲市北只で接続する地域高規格道路「大洲・八幡浜自動車道」の「名坂道路」が平成 25 年 3 月に開通し、その先線である「八幡浜道路」及び「夜風道路」も整備が進んでいます。



塩成堀切

## 6 豊かな自然と文化

瀬戸内海国立公園に指定されている佐田岬灯台周辺をはじめ、自生の北限とされる「三崎のアコウ」（国の天然記念物）や樹齢 400 年から 800 年と言われているウバメガシを主とする群落林「須賀の森」（県の天然記念物・三机地区）など学術上の価値の高い豊かな自然が残っています。また、県絶滅危惧種に指定されるヒメイカリソウ（高等植物）をはじめとする貴重な動植物も半島と周辺地域に生息しています。

文化の面では、郷土色豊かな行事や新鮮な海の幸・山の幸を取り入れた食の文化、全国で伊方町にしかない「伊方つわぶき和紙」など、自然と暮らしの中から育まれた独自の伝統と文化が息づいています。

## 7 文化財

伊方町では、四国で初めて国の天然記念物に指定された三崎のアコウのほか、多様な文化財が点在しています。

### ■国指定天然記念物・国登録有形文化財

No.	名称	分類	指定・登録年月日	所在地
1	三崎のアコウ	天然記念物	1921年3月3日	三崎
2	旧平磯水底線陸揚室	登録有形文化財	2003年12月1日	平磯
3	旧三崎精錬所焼窯	登録有形文化財	2003年12月1日	井野浦
4	旧正野谷棧橋	登録有形文化財	2003年12月1日	正野
5	佐田岬灯台	登録有形文化財	2017年6月28日	正野



三崎のアコウ

### ■県指定天然記念物

No.	名称	分類	指定年月日	所在地
1	須賀の森	天然記念物	1970年3月27日	三机
2	ナギ	天然記念物	1979年3月20日	中浦

### ■国選択無形文化財

No.	名称	分類	選択年月日	所在地
1	佐田岬半島の初盆行事	記録作成等の処置を講ずべき無形の民俗文化財	2010年3月11日	全域



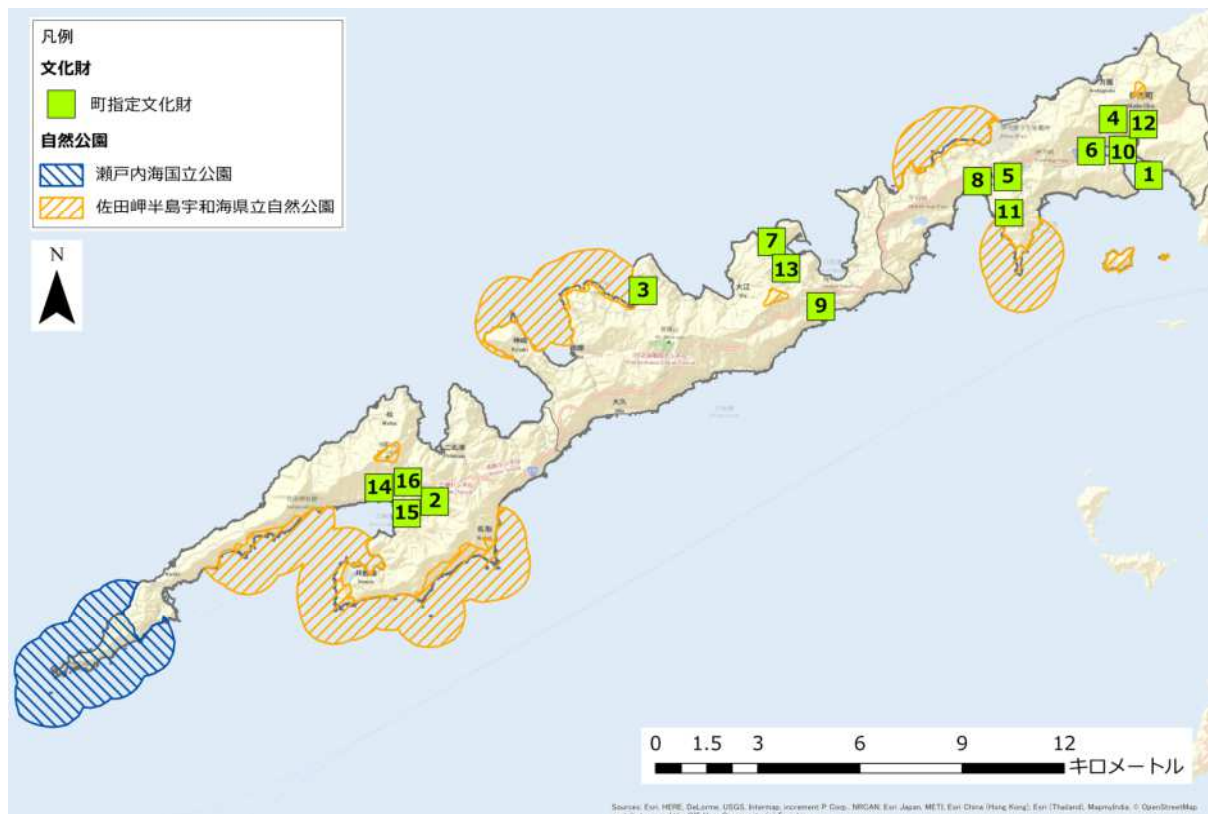
国指定天然記念物・国登録有形文化財・県指定天然記念物の位置



旧正野谷棧橋（上図4）

■町指定文化財（天然記念物・史跡・石造・建造物）

No.	名称	分類	指定年月日	所在地	
1	クロキツタ	天然記念物	1975年12月17日	仁田之浜	
2	大クス	天然記念物	1979年5月14日	三崎	
3	宮の森	天然記念物	1983年10月1日	小島	
4	市右衛門の墓	史跡	1966年3月26日	中浦	
5	得能主膳ゆかりの地	史跡	1966年3月26日	九町	
6	川永田一里塚	史跡	1966年5月17日	川永田	
7	中尾城跡	史跡	1978年10月6日	三机	
8	九町一里塚	史跡	1978年12月20日	九町	
9	供養様	史跡	1983年10月1日	塩成	
10	丸岡城「城の台」	史跡	1987年4月24日	中浦	
11	長崎城跡	史跡	1987年4月24日	九町	
12	五輪塔	有形文化財	石造美術	1966年3月26日	湊浦
13	宝篋印塔	有形文化財	石造美術	1978年10月6日	三机
14	坊山石造物群	有形文化財	石造美術	2015年2月25日	三崎
15	三崎八幡神社	有形文化財	建造物	1979年5月14日	三崎
16	傳宗寺本堂	有形文化財	建造物	1979年5月14日	三崎



町指定文化財（天然記念物・史跡・石造・建造物）の位置

■町指定文化財（工芸品・絵画・考古資料・彫刻・無形民俗文化財）

名称	分類		指定年月日	所在地
宝剣吉則	有形文化財	工芸品	1969年4月28日	三机
三机古絵図	有形文化財	絵画	1978年10月6日	三机
探幽山水画	有形文化財	絵画	1978年10月6日	三机
子持勾玉	有形文化財	考古資料	1979年5月14日	三崎
須恵器	有形文化財	考古資料	1979年5月14日	三崎
弥生式土器（壺）	有形文化財	考古資料	1979年5月14日	三崎
千手観音像	有形文化財	彫刻	1985年4月28日	三机
木造不動明王立像	有形文化財	彫刻	2015年2月25日	中浦
木造鬼面	有形文化財	彫刻	2015年2月25日	三机
木造阿弥陀如来立像	有形文化財	彫刻	2015年2月25日	三崎
木造伝観音菩薩坐像	有形文化財	彫刻	2015年2月25日	三崎
きそん（節）	無形民俗文化財		1966年3月26日	九町
しゃんしゃん踊り	無形民俗文化財		1971年2月12日	大久

■大切な文化財

伊方町では、歴史・文化的な価値を有する史跡があります。

名称	所在地
女子岬製錬所跡	九町
加周の防風石垣	加周
亀ヶ池	加周・古屋敷
塩成堀切	塩成
名取の石垣	名取
阿弥陀池	井野浦
大久主馬の墓	三崎
伽藍山	三崎
野坂の石垣	正野
大イチョウ	正野

## 8 主要施設

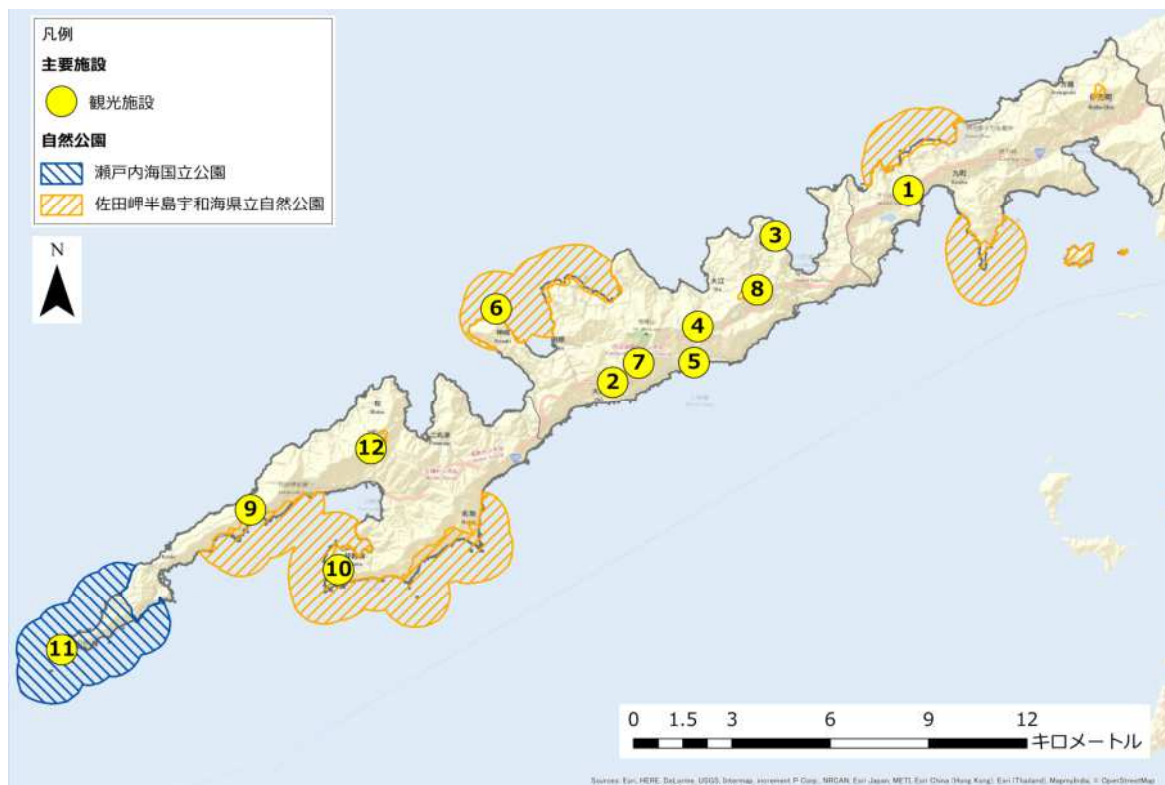
### 8-1 自然公園

- ・瀬戸内海国立公園
- ・佐田岬半島宇和海県立自然公園

### 8-2 観光施設

	名称	所在地
1	二見くるりん風の丘パーク	伊方町二見乙 913 番地 1
2	瀬戸展望休憩所（大久展望台）	伊方町大久字大成 2370 番地 1
3	須賀公園	伊方町三机字大平乙 803 番地 1
4	せと風の丘パーク	伊方町志津字神久保 893 番地 1
5	川之浜東脇公園	伊方町川之浜字ヒガシタニ 533 番地 3
6	番匠鼻公園	伊方町神崎字バンショウハハ 944 番地 1
7	むかいパーク	伊方町大久字カメノクボ 3170 番地 219
8	権現山展望公園	伊方町三机字丸山乙 2271 番地 2
9	みさき風の丘パーク	伊方町与侈 374 番地
10	阿弥陀池公園	伊方町井野浦 2935 番地
11	佐田岬灯台公園	伊方町正野 1549 番地
12	伽藍山公園	伊方町三崎 3974 番地 1

※伊方町観光施設条例 条例第 174 号より抜粋



観光施設の位置

8-3 その他施設

	名称	所在地
1	レッドウイングパーク	伊方町川永田乙 1 番地
2	亀ヶ池公園	伊方町二見甲 1276 番地 1
3	佐田岬はなはな	伊方町三崎 1700 番地 11
4	道の駅 伊方きらら館	伊方町九町越 3-179-1
5	道の駅 瀬戸農業公園	伊方町塩成乙 293 番地
6	瀬戸アグリトピア	伊方町大久 2465 番地 1
7	室鼻公園	伊方町川永田 680
8	大久海岸	伊方町大久
9	川の浜海岸	伊方町川の浜
10	塩成海岸	伊方町塩成
11	ムーンビーチ海水浴場	伊方町井野浦



その他施設の位置

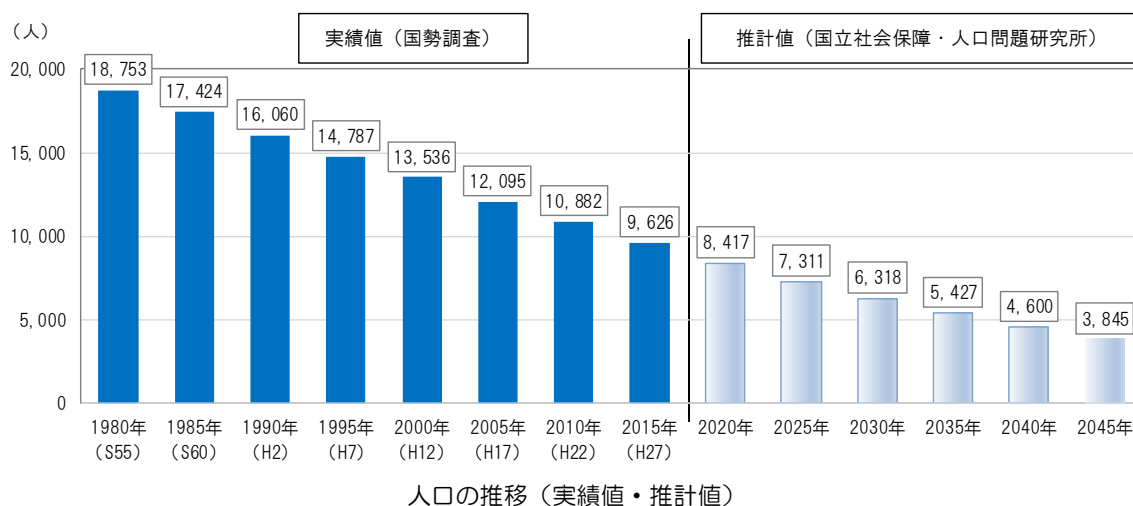
### 8-4 その他資源（自然資源：山）

名 称	名 称
堂堂山	大峰
金比羅山	石神山
権現山	見晴山
大森山	伽藍山

## 9 人口

伊方町では、1980年から2015年まで総人口が毎年減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2015年から30年後に当たる2045年の総人口が3,845人と見込まれており、今後も人口減少が進むという予測となっています。



出典： 国勢調査（各年10月1日）、国立社会保障・人口問題研究所推計（平成30年推計）

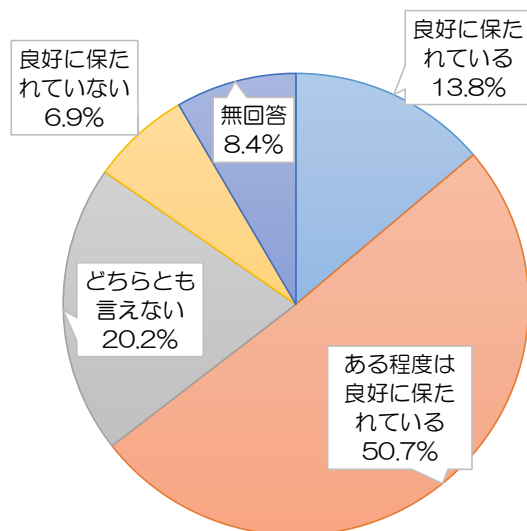


## 10 景観に対する住民意識

良好な景観づくりに対する住民の考えや意見を調査するため、平成30年12月に住民500人に対してアンケート調査を実施し、203人から回答をいただきました。

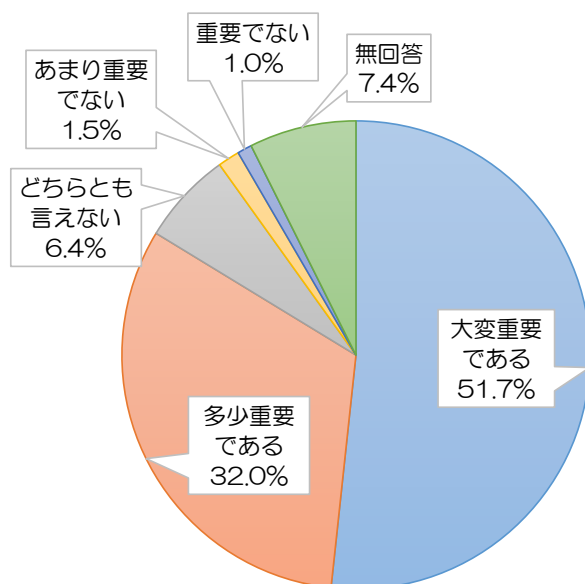
### 10-1 伊方町の景観が良好に保たれているか

佐田岬周辺の歴史、自然的な景観などが良好に保たれているかという質問に対して、「ある程度は良好に保たれている」(50.7%)が最も多く、さらに「良好に保たれている」(13.8%)を含めた“景観は良好に保たれている”の割合は64.5%となっています。一方、「良好に保たれていない」(6.9%)となっています。



### 10-2 伊方町の景観づくりへの取り組み

歴史や風土を守り、魅力的なまちにしていくために、景観づくりへの取り組みは重要かという質問に対して、「大変重要である」(51.7%)が最も多く、次いで「多少重要である」(32.0%)となっており、多くの住民が景観づくりへの取り組みが重要であると感じているといえます。



### 10-3 伊方町の景観を損ねている要素

景観を損ねている要素という質問に対して、「管理されていない空き店舗や空家」(59.1%)が突出して最も多く、以下「荒廃した農地」(41.4%)、「不法投棄されたごみ」(29.1%)と続いています。

	回答数 (人)	比率 (%)
1 管理されていない空き店舗や空家	120	59.1
2 荒廃した農地	84	41.4
3 不法投棄されたごみ	59	29.1
4 特にない	17	8.4
5 乱立した電柱や電線類	15	7.4
6 色彩やデザインが統一されていない幹線道路沿いの広告看板	9	4.4
7 農村部において開発された住宅や太陽光発電	6	3.0
8 高さや色彩等が統一されていないまち並み	5	2.5
9 その他	12	5.9

※複数回答のため、100%を超える場合があります。

### 10-4 伊方町の景観づくりを進めていくうえで重要だと思うもの

景観づくりを進めていくうえで重要だと思うものという質問に対して、「国道 197 号線(佐田岬メロディーライン)の道の駅含む良好な景観の形成」(41.4%)が最も多く、以下「佐田岬灯台、せと風の丘パークの風車などまちの顔となる景観」(32.5%)、「みかん畑や農地、集落が一体となった農村景観の保全」(24.1%)と続いています。

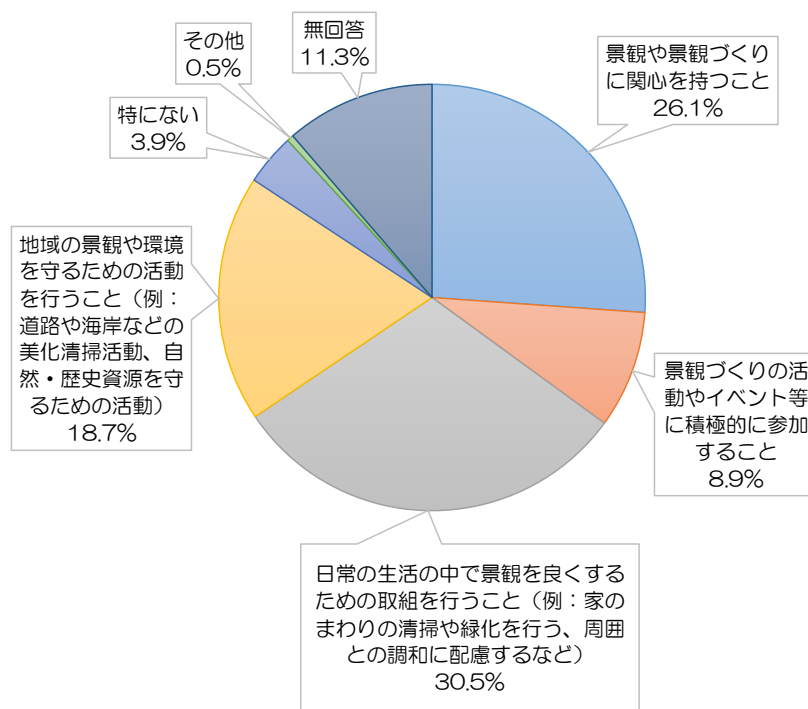
	回答数 (人)	比率 (%)
1 国道197号線(佐田岬メロディーライン)の道の駅含む良好な景観の形成	84	41.4
2 佐田岬灯台、せと風の丘パークの風車などまちの顔となる景観	66	32.5
3 みかん畑や農地、集落が一体となった農村景観の保全	49	24.1
4 旅館、民宿、お土産店などの商業施設の良好な景観とにぎわいの創出	48	23.6
5 三崎港、三机港、伊方港など海岸の景観の保全	25	12.3
6 公共建築物、道路、橋などの公共施設の景観整備	25	12.3
7 伽藍山、宮の森の森林などの自然景観の保全	16	7.9
8 その他	11	5.4

※複数回答のため、100%を超える場合があります。

### 10-5 伊方町の景観を良くするために今後取り組むこと

景観をよくするために今後何に取り組むことという質問に対して、「日常の生活の中で景観を良くするための取り組みを行うこと」(30.5%)が最も多く、以下「景観や景観づくりに関心を持つこと」(26.1%)、「地域の景観や環境を守るための活動を行うこと」(18.7%)と続いています。

一方、関心はあるものの「景観づくりの活動やイベント等に積極的に参加すること」は8.9%にとどまっており、多くの住民は、家のまわりの清掃や緑化、道路・海岸の美化清掃活動など身近な取り組みから景観づくり行うべきだと感じているといえます。



坊山石造物群（坊山五輪塔群）

## 第2章 景観計画の区域と方針

### 1 景観計画区域の概要

伊方町においては、町全体が半島に位置しており、南は宇和海、北は瀬戸内海に囲まれ、半島の主軸は半島特有の低い山地が連なっています。温暖な海洋性気候に育まれた豊かな自然に囲まれ、歴史文化的景観資源が町全体に分布しています。こうした多様な景観を有する伊方町は、すべての住民にとってかけがえのない共有財産であり、今後とも大切に守り育てていく必要があります。

その中でも、伊方町のシンボルである佐田岬灯台は、平成29年4月1日に点灯100周年を迎え、平成29年6月28日に国登録有形文化財（第28-0116号）に登録されました。

四国最西端に立ち、豊予海峡を見守る佐田岬灯台は、伊方町を代表する施設であり、「四国八十八景プロジェクト」にも選定されたことから、景観資源として重要な価値を有します。

#### ※「四国八十八景プロジェクト」

四国らしさの感じられる素晴らしい景観を、「四国八十八景」として選定し、東京オリンピック・パラリンピックに向けてプロモートを実施し、四国来訪者の増加と地域活性化の実現を図ることを目的としています。

主催：四国八十八景委員会



伊方町

## 2 景観計画区域の指定

伊方町の景観は、半島特有の細長い地形であり、両端が海に面し、低い山地が馬の背のように東西に連なっています。集落は一部の平地のほか、緩やかな傾斜地に点在しています。

町内では、どの場所からでも海面の青・山並みの緑が輝き、傾斜地ではみかんなどの耕作地が集中していることから、みかんが色づく季節では、紅葉と交わり豊かな色彩に囲まれます。

また、伊方町には多種多様な歴史文化的景観資源が点在しています。それらの資源を守り育てていく必要があることから、伊方町全域を景観計画区域とします。

## 3 重要区域の指定

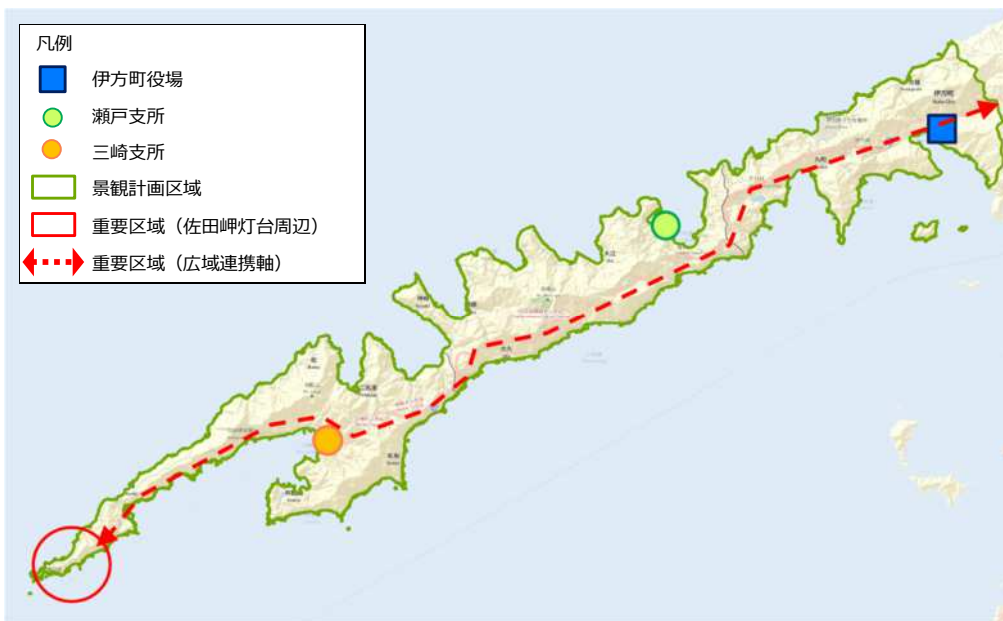
伊方町における佐田岬灯台は、四国最西端の重要な景観資源です。

また、半島の尾根を縦断する国道197号（佐田岬メロディーライン）と県道256号佐田岬三崎線は、佐田岬灯台へ至るルートであり、また伊方町が有する自然景観を一望できるルートでもあります。

本計画では、それらを一体の景観資源と捉え、景観資源を守り育てながら、良好な景観を形成するため、次の通り、本計画の計画区域の中から重要区域を定めます。

### ■重要区域

区 域	対 象	位置づけ
佐田岬灯台周辺	佐田岬灯台周辺（遊歩道・駐車場含む）	佐田岬灯台を中心として、駐車場から灯台へ至るエリアを区域として位置づけます。
広域連携軸	国道197号（佐田岬メロディーライン） 県道256号佐田岬三崎線	佐田岬へ至る国道197号（佐田岬メロディーライン）と県道256号佐田岬三崎線を広域基幹道路とし、その景観保全に努めるため、広域連携軸として位置づけます。



景観計画区域・重要区域

#### 4 景観まちづくりの基本目標

【基本目標】

### 半島の自然と調和した豊かで美しい景観づくり

伊方町の景観づくりに当たっては、半島としての風情と豊かで美しい自然を基調に、歴史・文化、佐田岬をはじめとする半島の壮大な景観や、人々の営みから育まれた生活環境の調和を図った魅力的な景観づくりを推進します。



伽藍山展望台からの景観

## 5 景観づくりの基本方針

### 5-1 新しい伊方の魅力となる景観づくり

これまで培ってきた半島のまちとしての土壌の上に、さらに「岬の新しい文化」を築くという意気込みを持って、優れた景観を保全・継承するとともに、次代に誇ることのできる新たな景観づくりを推進します。

### 5-2 歴史と伝統を活かした景観づくり

町内に点在する歴史・文化的施設などの保全・継承を図りつつ、現代に調和させた景観づくりを進め、古いものと新しいものが調和した個性ある景観づくりを推進します。



神橋（湊浦）

### 5-3 地域らしさを追及した景観づくり

佐田岬のイメージを大切にしつつ、地域の個性や特徴を活かし、地域の魅力を発揮できる景観形成を推進します。

### 5-4 景観の連携づくり

連続した広がりのある半島の風情が感じられるように、国道 197 号（佐田岬メロディーライン）と県道 256 号佐田岬三崎線を連携軸として、佐田岬へ至る有機的なつながりを持たせることにより、一体的な景観のネットワークを形成します。



御籠島展望台からの佐田岬灯台

### 5-5 景観づくり意識の啓発

住民が日常の中で目にする美しい景観に対する感性を高め、自ら景観づくりに積極的に関わる姿勢をもてるよう、景観づくり意識の啓発・普及を図ります。



三崎の花壇（坊山石造物群(坊山五輪塔群)）

### 5-6 個性と調和バランスを考慮した景観づくり

風景の調和が保たれるよう、まとまりや連続性のある景観づくりを推進する一方で、施設の個性を演出し、個性と調和のバランスに配慮した景観づくりを推進します。



丸岡城「城の台」からの景観

### 5-7 官民連携による景観づくり

伊方町の美しい景観は住民共有の財産であるとの認識に立ち、より効果的に保全・創造・活用を進めるために、住民自らが中心となって、事業者・行政と協働して景観づくりに取り組みます。



瀬戸展望休憩所（大久展望台）からの景観



## 6 重要区域の基本方針

重要区域の景観特性に応じて、景観資源を守り育てながら、良好な景観を形成していくため、計画区域の基本方針を定めます。

### ■重要区域

区 域	基本方針
佐田岬灯台周辺	観光拠点として、自然・文化的景観の保全に努めます。
広域連携軸	国道197号(佐田岬メロディーライン)及び県道256号佐田岬三崎線を基軸とし、沿道の環境整備に努め、佐田岬へ至る自然景観を保全します。



椿山展望台からの景観



遊歩道①



遊歩道②



県道 256 号から三崎港を眺める景観



道の駅「伊方きらら館」展望デッキから眺める景観

## 第3章 良好な景観形成への取り組み

### 1 景観づくりの基準設定の考え方

#### 1-1 段階的な景観誘導

景観法に基づき、景観計画区域（伊方町全域）では、一定規模以上の建築物、工作物、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、屋外における土石、廃棄物及び再生資源の堆積、特定照明に関する景観規制等の基準を定めます。

範囲：	景観計画区域（伊方町全域）
対象：	一定規模以上の建築物、工作物、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、木竹の伐採、屋外における土石、廃棄物及び再生資源の堆積、特定照明
基準：	景観法に基づく基準
	①位置・高さ    ②形態・意匠    ③色彩・素材    ④緑化    ⑤車庫・駐車場
	⑥その他に関する事項など

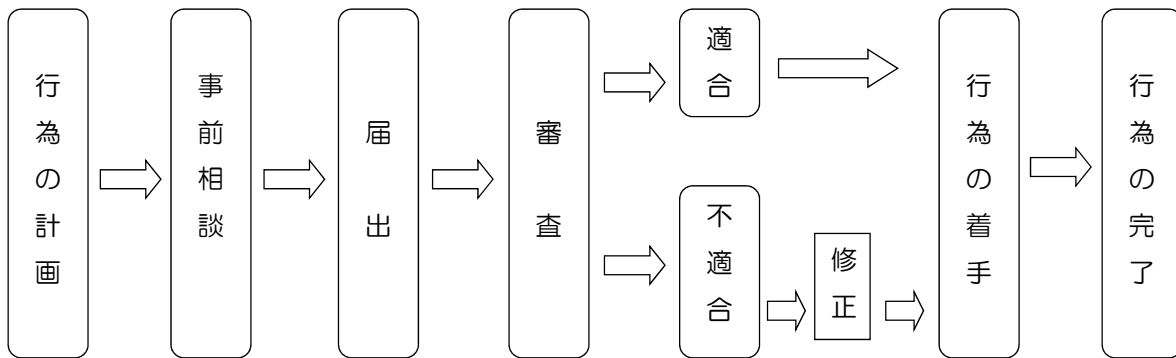
#### 1-2 景観づくりの基準設定

重要区域〔景観法に基づく区域〕

景観計画区域の中で、重要区域とする〔佐田岬灯台周辺〕〔広域連携軸〕においては、景観への影響が著しい一定規模以上の建築物、工作物などを対象として、景観阻害を生じようとする事態を避けるために、より厳しく監視し、景観を重視したまちづくりを進めます。

### 2 良好な景観計画のための行為の制限

景観形成に大きな影響を及ぼす大規模行為について、景観法第16条に基づき届出が必要です。大規模な建造物や工作物、開発などは、伊方町の景観形成に大きな影響を及ぼします。良好な景観形成に向け、届出と景観形成を図るための景観形成基準を設定し、良好な景観まちづくりに向けた誘導を図ります。



届出のフロー

※具体的な届出等手続方法は別に定める景観条例にて定めます。

2-1 届出が必要な行為

行為の種類		届出が必要となる行為の規模等	備考
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の新築、増築、改築又は移転</li> <li>・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 15m 又は建築面積 1,000m<sup>2</sup> を超えるもの</li> <li>・従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築・改築・修繕・模様替え・色彩の変更は変更部分が 10m<sup>2</sup> を超えるもの、又は増築・改築・修繕・模様替え・色彩の変更の結果上記規模を超えるもの</li> </ul>	景観法第 16 条第 1 項第 1 号
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の新設、増築、改築又は移転</li> <li>・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント等：高さ 15m 又は築造面積 1,000m<sup>2</sup> を超えるもの・従前工作物全体が上記規模を超えるもので増築・改築・修繕・模様替え・色彩の変更は変更部分が 10m<sup>2</sup> を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの</li> <li>・鉄塔等：高さ 15m を超えるもの</li> </ul>	景観法第 16 条第 1 項第 2 号
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為</li> </ul>	都市計画区域外 開発面積 10,000m <sup>2</sup> 以上 都市計画区域内 開発面積 3,000m <sup>2</sup> 以上	景観法第 16 条第 1 項第 3 号

※プラント等は、製造施設、貯蔵施設、自動車車庫、遊技施設、処理場等を示す。

※鉄塔等は、高圧線鉄塔、電波塔、煙突、柱等を示す。

※風車は [伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン] に定める運用とする。



せと風の丘パーク

### 3 景観形成基準

ここに示す景観形成基準は、届出が必要な行為に対する基準となります。

届出が必要でない行為についても景観まちづくりを進めるための基準とします。

#### ■景観形成基準

区域		景観形成基準
基本事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 周辺の景観との調和に配慮した景観まちづくりを基本とする。</li> </ul>
建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、<u>できるだけ後退させること</u>。</li> <li>• 敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮すること。</li> <li>• 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とすること。</li> <li>• 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。</li> <li>• 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとする</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 道路に面する場所は花木等の緑化に努めること。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 周辺の景観との調和に配慮し、<u>圧迫感を与えないよう工夫すること</u>。</li> <li>• 外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮した意匠とすること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する<u>落ち着いたある色彩</u>を基調とすること。</li> <li>• 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図るものとする</li> </ul>
工作物（プラント等・鉄塔等）	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、<u>できるだけ後退させること</u>。</li> <li>• 敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、樹木の保護を図るとともに、敷地の修景に樹木を活かすよう配慮すること。</li> <li>• 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根からできる限り低い位置とすること。</li> <li>• 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。</li> <li>• 鉄塔、電柱、電波塔類は、<u>周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること</u>。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。</li> <li>• 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないようにできる限り低い高さとする</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 道路に面する場所は花木等の緑化に努めること。</li> </ul>

区域		景観形成基準
	形態意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、 <u>圧迫感を与えないよう工夫すること。</u>
	色彩	・目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する <u>落ち着いたある色彩を基調とすること。</u>
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。</li> <li>・緑化を図る計画とすること。</li> <li>・造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめ、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。</li> <li>・斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。</li> <li>・樹木の伐採は必要最小限にとどめること。</li> <li>・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、これを修景に生かせるよう配慮すること。</li> </ul>



川之浜海水浴場

## 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

伊方町には、地域の景観を特徴づけている建造物(建築物・工作物)や樹木があります。こうした建造物や樹木は地域の歴史を物語るとともに、街並みを構成する重要な要素になります。

こうした地域の景観を特徴づけている建造物や樹木を、積極的に守り育てていくために景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を定めます。

### 1 景観重要建造物の指定の方針

伊方町の良好な景観を形成する上で重要と認められ、公共の場所から容易に見ることができる建築物や建造物で、以下のいずれかに該当するものを「景観重要建造物」として指定し、積極的な保全・活用を図ります。

また、指定にあたり、既に登録文化財等に指定されている建築物や建造物は、景観重要建造物の参考とします。



旧平礫水底線陸揚室

#### □指定の基準

- 歴史的景観に寄与しているもの
- 優れたデザインを有しており、造形の規範になっているもの
- 再現が容易でなく、良好な景観形成上、保全する価値があると判断されるもの
- 景観上、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 住民に広く親しまれ、保全する価値があると判断されるもの
- 文化財等に指定されるなど、歴史的な価値があると認められるもの

### 2 景観重要建造物の指定の方法

景観重要建造物の指定にあたっては、景観上重要と認められる形態・意匠の有無や、建造物の維持保全の状態等を確認します。

建造物の存在する地元(所有者を含む)の意見を聴くとともに、所有者又は公共物にあつては、その管理者の同意を得ます。

### 3 景観重要樹木の指定の方針

伊方町の良好な景観を形成する上で重要と認められ、公共の場所から容易に見ることができ、並木道や屋敷林等一団の密集した樹木で、以下のいずれかに該当するものを「景観重要樹木」として指定し、積極的な保全・活用を図ります。

また、指定にあたり、既に登録文化財等に指定されている樹木は、景観重要樹木の参考とします。



三崎のアコウ

#### □指定の基準

- 樹容が景観上優れているもの
- 周辺のまちなみの景観に調和しているもの
- 樹木固有の形状を保っている又は剪定等により、良好な形状を保っているもの
- 景観上、地域のシンボリックな存在となっているもの
- 住民に広く親しまれ、保全する価値があると認められるもの

### 4 景観重要樹木の指定の方法

景観重要樹木の指定にあたっては、良好な景観形成に重要と認められる樹容や樹木の維持保全の状態等を確認します。

樹木の存在する地元（所有者を含む）の意見を聴くとともに、所有者又は公共物にあつては、その管理者の同意を得ます。



三崎のアコウ



## 第5章 その他の良好な景観形成に関する事項

### 1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

#### 1-1 届出対象の考え方

景観に大きな影響を与える屋外広告物については、建築物等に関する行為の制限とあわせて、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定める必要があります。

伊方町においては、愛媛県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止に取り組んでいます。今後も、良好な景観形成に向けた屋外広告物の規制・誘導を推進するため、本計画においても届出対象路線、届出対象行為、景観形成基準を設定するものとします。

#### 1-2 届出対象路線

国道 197 号（佐田岬メロディーライン）及び県道 256 号佐田岬三崎線

#### 1-3 届出対象行為

届出対象行為は、良好な景観の形成に大きな影響を与えられ、以下の屋外広告物とします。

##### ○屋外広告物

屋外広告物の設置、改造、修繕、移転又は表示の変更で、高さが4mを超え又は1敷地内の総表示面積が10m<sup>2</sup>を超えるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 広告期間が30日以内で表示等するもの
- (2) 法令の規定により表示等するもの
- (3) 国又は地方公共団体が表示等するもので、災害・事故その他緊急時に表示するもの又は公共施設の管理及び利用者の利便性を図るために表示するもの
- (4) 国又は地方公共団体が表示等するもので、町長に協議したもの
- (5) 公職選挙法による選挙運動のために表示等するもの

#### 1-4 景観形成基準

##### ○位置、規模、形態及び高さ

- ・位置、形状、大きさは、周辺の景観と調和するように努める。
- ・建築物と一体的な意匠とするように努める。
- ・必要最低限の数、大きさにとどめる。

##### ○色彩

- ・派手な色彩の使用を避け、一体感のある、落ち着いた色彩に努める。
- ・蛍光塗料や反射塗料は使用しないように努める。

##### ○素材、材料

- ・広告物に用いる材料は、汚れにくく、耐久性の高い材料を使用する。
- ・反射素材は使用を避ける。

##### ○照明広告

- ・ネオンサイン、点滅照明はできる限り設置しない。

○屋上広告

- ・屋上広告はできる限り設置しないよう努める。

○突出広告

- ・壁面の上端から突出しない。
- ・1壁面に1列にまとめて設置するよう努める。

## 2 景観重要公共施設の整備に関する事項

### 2-1 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観を構成する要素のひとつとして、道路、河川、公園等の公共施設があります。これらの施設は、数多くの人々が利用するものであり、景観にも十分に配慮した施設とすることが重要です。

そのため、伊方町においては、地域の自然、歴史、文化等の特性、周辺のまちなみとの調和に配慮しながら、公共施設の整備を推進します。

### 2-2 景観重要公共施設としての位置づけ

景観形成上重要な景観要素となる道路、河川、公園等の公共施設については、公共施設管理者との協議等を行いながら、必要に応じて、景観重要公共施設に位置づけるものとします。



瀬戸展望休憩所（大久展望台）

## 第6章 計画の実現に向けて

### 1 計画の実現に向けた役割

本計画に定める景観づくりは、伊方町に暮らす人々全てが景観づくりの担い手であることを認識し、町民・事業者・行政の協働によって推進します。

#### 1-1 町民の役割

町民は、景観づくりの主役として景観に対する関心を有し、高め、積極的に良好な景観づくりに向けた活動に参加・協力します。

- ・伊方町景観計画等、諸施策の認識・理解
- ・景観づくりの場や機会への参加
- ・各種行事参加等主体的な景観づくりの実践

#### 1-2 事業者の役割

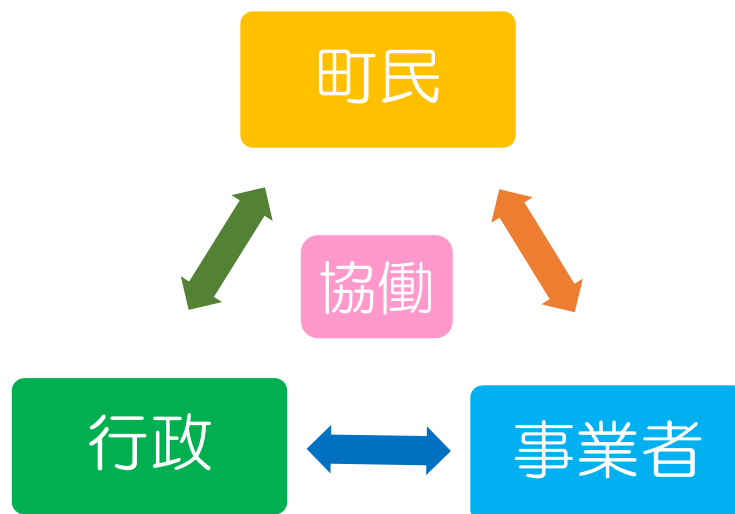
事業者は、その事業活動が地域の景観に果たす役割が大きいことを認識し、地域社会の一員として地域の景観づくりに向けた活動に参加・協力します。

- ・伊方町景観計画等、諸施策の認識・理解
- ・景観づくりの場や機会への参加
- ・景観に配慮した事業等の推進

#### 1-3 行政の役割

行政は、伊方町の特性を踏まえ、景観づくりの諸施策を進めるとともに、良好な景観づくりに取り組む町民・事業者を支援します。

- ・伊方町景観計画・景観条例等の景観施策の普及・啓発
- ・町民、事業者の景観に対する意識向上のための情報提供
- ・町民、事業者の景観に対する活動の支援



## 2 段階的な景観施策の充実・強化

伊方町の景観づくりは、景観計画の策定による景観誘導と併せ、様々な情報提供等による町民の意識啓発等を図りながら、段階的に充実・強化していきます。

ステップ1：伊方町景観計画に基づく景観づくりを進めます。

○景観計画の策定と運用

- ・景観法に基づく伊方町景観計画を定め、良好な景観形成に向けた施策を展開します。

○町民や事業者への意識啓発

- ・伊方町景観計画をはじめ、伊方町の景観づくりに向けた施策について説明し、町民や事業者の意識啓発を図ります。

ステップ2：伊方町の景観施策を充実させる活動を展開します。

○伊方町の景観施策を充実させる調査の実施

- ・伊方町の景観施策について、より実効性のあるものとしていくため、建築物や屋外広告物の調査など、必要となる事前調査を積極的に展開します。

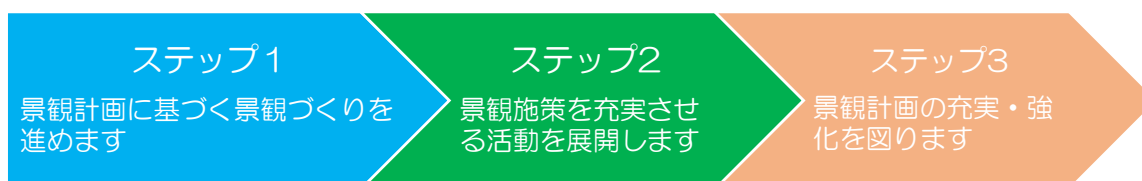
○伊方町の景観施策を充実させる地域別の展開

- ・町民等の主体的な景観活動と呼びかけ、地域別の活動を推進します。

ステップ3：伊方町景観計画の充実・強化を図ります。

○伊方町景観計画の発展的な充実・強化

- ・景観形成推進地区の指定を行い、伊方町景観計画の充実を図ります。
- ・観光振興、文化振興、農業振興など関係課と連携し、伊方町全体の良好な景観づくりに向けて、より一層充実した景観施策等を検討します。必要に応じて伊方町景観計画の充実・強化を図ります。



## 付属資料

### 1 伊方町景観計画策定委員会

#### (1) 伊方町景観計画策定委員会設置要綱

平成 30 年 11 月 27 日

告示第 69 号

(設置)

第 1 条 景観法(平成 16 年法律第 110 号)に基づく伊方町景観計画(以下「景観計画」という。)の策定及び伊方町景観条例(以下「景観条例」という。)の制定にあたり、幅広い観点から検討を行い、景観計画等に関する施策の推進その他必要な協議を行うため、伊方町景観計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所管事務)

第 3 条 委員会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 景観計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 景観条例の作成及び変更に関すること。
- (3) その他前 2 号に掲げる事務に関し、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者の内から、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 各地域の町民を代表する者
- (2) 各種団体等の長
- (3) 文化財に関し識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が適当と認める者

3 委員会に、会長を置く。

4 会長は、委員の互選による。

5 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成30年11月27日から施行する。

(2) 伊方町景観計画策定委員会委員名簿

■委員

No.	氏名	職名等	備考
1	濱松 爲俊	副町長	
2	濱本 享	区長会会長	
3	米澤 修一	区長会副会長	
4	横山 忠文	区長会副会長	
5	井上 喜樹	商工会長	
6	中田 八千代	女性団体連絡会会長	
7	黒川 信義	文化財保護審議会会長	
8	鵜久森 伸吾	総務課長	
9	橋本 泰彦	総合政策課長	
10	菊池 暁彦	町民課長	
11	田中 洋介	産業課長	
12	菊池 嘉起	教育委員会事務局長	
13	高嶋 賢二	町見郷土館主任学芸員	
14	寺谷 哲也	建設課長	

## 2 策定経過

### ■伊方町景観計画策定委員会検討経過

回数	開催日時・場所	会議内容
第1回	平成31年2月21日(木) 10時00分～ 伊方町役場3階会議室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 副町長あいさつ</li> <li>3. 会長選出</li> <li>4. 議事               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)伊方町景観計画策定委員会設置要綱について</li> <li>(2)伊方町景観計画(案)について</li> <li>(3)その他</li> </ul> </li> <li>5. 講評               <ul style="list-style-type: none"> <li>愛媛県景観形成アドバイザー若松進一先生による助言</li> </ul> </li> <li>6. 閉会</li> </ol>
第2回	平成31年3月18日(月) 15時00分～ 伊方町役場3階会議室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 副町長挨拶</li> <li>3. 議事               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)伊方町景観計画(案)について</li> <li>(2)その他</li> </ul> </li> <li>4. 閉会</li> </ol>





## 伊方町景観計画

■発行／愛媛県伊方町

〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1

TEL : 0894 (38) 0211

FAX : 0894 (38) 1373

■令和 2 年 3 月